

- 農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件及び推定事故率等について（平成27年8月28日27経営第1335号農林水産省経営局金融調整課長通知）の一部改正・新旧対照表

（傍線部分は改正箇所）

改正後（新）	現 行（旧）
<p>1 実施要綱第2の1の（2）及び（3）の資金に関する要件 <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響により、経営に影響が発生していること。</u></p>	<p>1 実施要綱第2の1の（2）及び（3）の資金に関する要件 <u>新型コロナウイルス感染症（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u>以下同じ。）の影響により、経営に影響が発生していること。</u></p>

附 則（令和3年2月12日2経営第2894号）

この通知の改正は、令和3年2月13日から施行する。